

計算証明の電子化に関する基準の一部改正について

計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）第1条の4第2項の規定に基づき、計算証明の電子化に関する基準（平成29年3月30日検査官会議決定）の一部を次のように改正し、令和元年12月16日以降の計算証明について適用する。ただし、この改正による改正後の別表6の規定は、令和2年1月分以降の計算証明について適用する。

令和元年12月13日

会計検査院長 森田 祐司

別紙の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定を加える。

改正後				改正前			
<p>第4 電磁的記録による計算証明</p> <p>1 使用する記録媒体</p> <p>証明責任者は、電磁的記録により計算証明をするときは、計算証明規則第1条の4第1項に規定する記録媒体（<u>CD-ROM</u>、CD-R、DVD-ROM又はDVD-Rをいう。）に別表1から別表7までの計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報を記録するものとする。</p> <p>2 [略]</p>				<p>第4 電磁的記録による計算証明</p> <p>1 使用する記録媒体</p> <p>証明責任者は、電磁的記録により計算証明をするときは、計算証明規則第1条の4第1項に規定する記録媒体（<u>MO</u>、<u>CD-ROM</u>、CD-R、DVD-ROM又はDVD-Rをいう。）に別表1から別表7までの計算証明書類の名称欄に掲げるものの計算証明情報を記録するものとする。</p> <p>2 [同左]</p>			
別表6（第4関係）				別表6（第4関係）			
項番	計算証明規則の条文等	計算証明書類の名称（注1）	作成システムの名称	項番	計算証明規則の条文等	計算証明書類の名称（注1）	作成システムの名称
[略]	[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
4	第67条の3及び第67条の4に基づく指定（注7）	日本銀行の国庫金出納計算書の証拠書類 ・各会計勘定、特別勘定及び公庫預託金勘定の受払いにおいて月計突合表を作成するものに対しては、その取扱職員が適正であると認めた月計突合表の内容を明らかにした書類 前年度所属歳入金歳出金出納明細書	国庫金総括計理等システム（注8）	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
			統合国庫記帳システム（注9）				[同左]
<u>5</u>	第68条の2に基づく指定（注10）	日本銀行の有価証券受払計算書の証拠書類 ・有価証券を取り扱う職員又は財務大臣の指定した職員が適正であると認めた月計突合表の内容を明らかにした書類	統合国庫記帳システム	[新設]			
<p>[（注1）～（注4）略]</p> <p>（注7・注10）「<u>第67条の3及び第67条の4に基づく指定</u>」及び「<u>第68条の2に基づく指定</u>」とは、日本銀行の計算証明に関する指定（平成29年4月28日付け29検第418号日本銀行総裁宛て）をいう。</p> <p>（注8・注9）「国庫金総括計理等システム」及び「統合国庫記帳システム」とは、日本銀行が設置</p>				<p>[（注1）～（注4）同左]</p> <p>（注7）「<u>第67条の3及び第67条の4に基づく指定</u>」とは、日本銀行の計算証明に関する指定（平成29年4月28日付け29検第418号日本銀行総裁宛て）をいう。</p> <p>（注8・注9）[同左]</p>			

し、管理している国庫金総括計理等システム及び統合国庫記帳システムをいう。

備考 表中の [] の記載は注記である。